

平成30年7月25日

会員各位

大田建設業協会 事務局 今岡

「平成30年度大田地区建設工事関係者連絡会議」について

このことについては、7月19日大田事業所において開催されました。

その概要は、下記のとおりです。

記

- ◆「第13次労働災害防止計画」の初年度。
- ◆第12次計画において、建設業は目標を達成した。
- ◆引き続き、死亡災害の防止をお願いしたい。
特に、梯子や脚立からの転落、切れ擦れ、熱中症対策及び転倒事故に注意のこと。
- ◆災害復旧では、「復旧を急ぐあまりの事故」に特に注意。
(熊本震災復旧では10名の死者がでた。)
- ◆添付資料
今年度の労働災害の状況。
その他、会員ホームページに未掲載の資料。

以上

平成30年(1月～6月)労働災害発生状況

【平成30年7月9日現在】

業種	全署計										松江署						隠岐						出雲署						浜田署						益田署					
	29年		30年		増減数	増減率 (%)	29年		30年		増減数	29年		30年		増減数	29年		30年		増減数	29年		30年		増減数	29年		30年		増減数	29年		30年		増減数				
	死亡	死傷者	死亡	死傷者			死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者		死亡	死傷者	死亡	死傷者
	種	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率 (%)	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	死亡	死傷者	死亡	死傷者				
全産業計(除鉱山並適用)	3	327	3	332	5	1.5	2	119	2	130	11	0	4	0	7	3	1	119	0	118	▲1	0	60	0	50	▲10	0	29	1	34	5									
食料品	0	19	0	21	2	10.5	0	4	0	9	5			1	1	0	9	0	9	0	0	0	4	0	1	▲3	0	2	0	2	0									
繊維・衣服	0	2	0	2	0	0.0	0	0	0	0	0					0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0									
木材・木製品	0	10	1	8	▲2	▲20.0	0	0	1	3	3					0	0	0	3	3	0	6	0	1	▲5	0	4	0	1	▲3										
家具・装備品	0	1	0	3	2	200.0	0	0	2	2	2					0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0									
パルプ・紙・蕨加工品・印刷製	0	2	0	2	0	0.0	0	1	0	0	▲1					0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	▲1	0	0	0	0	0									
化学	0	3	0	4	1	33.3	0	2	0	0	▲2					0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	▲1	0	0	0	0	0									
窯業・土石	0	9	0	7	▲2	▲22.2	0	1	0	1	0					0	0	5	0	2	▲3	0	3	0	4	1	0	0	0	0	0	0								
鉄鋼・非鉄	0	8	0	7	▲1	▲12.5	0	2	0	3	1					0	0	2	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
金属製品	0	5	0	8	3	60.0	0	0	0	1	1					0	0	3	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
機械器具	0	9	0	11	2	22.2	0	3	0	5	2					0	0	5	0	4	▲1	0	1	0	2	1	0	0	0	0	0	0								
その他の製造業	0	4	0	8	4	100.0	0	2	0	3	1					0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	0	1	0	0	▲1										
小計	0	72	1	81	9	12.5	0	15	1	27	12	0	0	1	1	1	0	28	0	29	1	0	17	0	15	▲2	0	12	0	10	▲2									
小計	0	0	0	4	4	0.0	0	0	0	0	0					0	0	0	0	3	3	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0									
土木	0	16	1	11	▲5	▲31.3	0	2	1	3	1					0	0	6	0	7	1	0	5	0	1	▲4	0	3	0	0	▲3									
木造建築	0	4	0	11	7	175.0	0	0	0	3	3					2	2	4	0	4	0	0	0	0	3	0	0	0	0	1	1									
その他の建築	0	11	1	11	0	0.0	0	3	0	4	1					1	1	0	4	3	▲1	0	3	0	2	▲1	0	1	1	2	1									
その他	0	8	0	5	▲3	▲37.5	0	4	0	2	▲2					0	0	1	0	3	2	0	2	0	0	▲2	0	1	0	0	▲1									
小計	0	39	2	38	▲1	▲2.6	0	9	1	12	3	0	1	0	4	3	0	15	0	17	2	0	10	0	6	▲4	0	5	1	3	▲2									
道	0	28	0	20	▲8	▲28.6	0	15	0	10	▲5					▲1	0	8	0	3	▲5	0	5	0	3	▲2	0	0	0	4	4									
運輸	0	7	0	7	0	0.0	0	2	0	4	2					0	0	5	0	1	▲4	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1									
伐木・搬出	1	7	0	7	0	0.0	1	3	0	1	▲2					▲1	0	0	0	5	5	0	2	0	1	▲1	0	2	0	0	▲2									
造林・その他の林業	0	12	0	5	▲7	▲58.3	0	3	0	1	▲2					0	0	6	0	2	▲4	0	2	0	2	0	0	1	0	0	▲1									
小計	1	19	0	12	▲7	▲36.8	1	6	0	2	▲4	0	1	0	0	▲1	0	6	0	7	1	0	4	0	3	▲1	0	3	0	0	▲3									
小売業	1	40	0	43	3	7.5	0	11	0	17	6					0	1	19	0	14	▲5	0	6	0	7	1	0	4	0	5	1									
社会福祉施設	0	37	0	34	▲3	▲8.1	0	12	0	13	1					1	1	0	17	0	12	▲5	0	6	0	6	0	0	2	0	3	1								
飲食店	0	8	0	4	▲4	▲50.0	0	6	0	2	▲4					0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								
その他の第三次産業	0	69	0	79	10	14.5	0	41	0	42	1					1	0	16	0	25	9	0	10	0	6	▲4	0	2	0	6	4									
小計	1	154	0	160	6	3.9	0	70	0	74	4	0	1	0	2	1	1	54	0	53	▲1	0	22	0	19	▲3	0	8	0	14	6									
その他	1	8	0	10	2	25.0	1	2	0	1	▲1					0	0	3	0	5	2	0	2	0	2	0	0	1	0	2	1									

注1: 林業4日以上、隠岐は松江署の内数。注2: 増減数と増減率は、前年同月比。
 注3: 第三次産業とは、全産業のうち、製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業、農林業、畜産・水産業を除くもの。
 注4: その他とは、貨物取扱業、農業、畜産・水産業。

平成30年死亡災害発生一覧

島根労働局
平成30年7月9日現在

No.	発生月	業種	発生状況
1	4月	建設業	屋根補修工事の作業中、屋根から道路上に墜落したもの。
2	5月	製造業	工場内昇降リフトの補修・点検作業をしていたところ、リフト下部で挟まれた状態で発見されたもの。
3	7月	建設業	砂防ダム工事現場にてドラグ・ショベルが横転し、当該ドラグ・ショベルとえん堤に挟まれたもの。

平成29年度 島根労働局において送致した司法事件（建設業関係）

送致日	違反条項	被疑者	事件概要
6月2日	労働安全衛生法違反 労働安全衛生法第100条第1項 （報告等） 石綿障害予防規則第5条第1項第3号 （作業の届出）	(1) 被疑会社X (2) 取締役A	建設物解体工事において、石綿の除去作業を行うに当たり、その作業届を所轄である出雲労働基準監督署長へ提出しなかったもの。
6月21日	(1) 被疑会社X及び現場代理人A 労働安全衛生法違反 同法第31条第1項 （注文者の講ずべき措置） 労働安全衛生規則第653条第1項 （物品揚卸口等についての措置） (2) 被疑会社Y及び現場責任者B 労働安全衛生法違反 同法第21条第2項 （事業者の講ずべき措置） 労働安全衛生規則第519条第1項 （開口部等の囲い等）	(1) 被疑会社X(元請) (2) 現場代理人A (3) 被疑会社Y(下請) (4) 現場責任者B	(1) 被疑会社Xの現場代理人Aは、建設物新築工事において、同工事の下請人である被疑会社Yの労働者2名に同工事の新築躯体の型枠材の点検作業などを行わせるにあたり、当該作業床は高さ2メートル以上で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ囲い等を設けることが容易であったのに、これを設けなかったもの。 (2) 被疑会社Yの現場責任者Bは、上記(1)の工事において、同社の労働者2名に型枠材の点検作業などを行わせるにあたり、当該作業床は高さ2メートル以上で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ囲い等を設けることが容易であったのに、これを設けなかったもの。

送致日	違反条項	被疑者	事件概要
10月3日	(1) 被疑会社X及び現場代理人A 労働安全衛生法違反 同法第31条第1項 (注) 文者の講ずべき措置) 労働安全衛生規則第653条第1項 (物品揚卸口等についての措置) (2) 被疑会社Y及び職長B 労働安全衛生法違反 同法第21条第1項 (事業者の講ずべき措置) 労働安全衛生規則第519条第1項 (開口部等の囲い等) (3) 被疑会社Z及び現場責任者C 労働安全衛生法違反 同法第21条第1項 (事業者の講ずべき措置) 労働安全衛生規則第519条第1項 (開口部等の囲い等)	(1) 被疑会社X(元請) (2) 現場代理人A (3) 被疑会社Y(下請) (4) 職長B (5) 被疑会社Z(下請) (6) 現場責任者C	(1) 被疑会社Xの現場代理人Aは、家屋増改築工事の下請業者である被疑会社Y及び被疑会社Zの所属労働者4名に高さ2メートル以上の屋根上の瓦剥ぎ作業などを行わせるに当たり、その作業箇所は、高さ2メートル以上で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ囲いを設けることが容易であったのに、これを設けなかったもの。 (2) 被疑会社Yの職長Bは、上記(1)の工事現場での家屋解体作業において、労働者2名に高さ2メートル以上の屋根上の瓦剥ぎ作業などを行わせるに当たり、その作業箇所は、高さ2メートル以上で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ囲いを設けることが容易であったのに、これを設けなかったもの。 (3) 被疑会社Zの現場責任者Cは、上記(1)の工事現場での家屋解体作業において、労働者1名に高さ2メートル以上の屋根上の瓦剥ぎ作業などを行わせるに当たり、その作業箇所は、高さ2メートル以上で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれがあり、かつ囲いを設けることが容易であったのに、これを設けなかったもの。
2月16日	労働安全衛生法違反 同法第61条第1項 (就業制限) 労働安全衛生法施行令第20条第7号 (就業制限に係る業務) クレーン等安全規則第68条 (就業制限)	(1) 被疑会社X (2) 代表取締役社長A	被疑会社Xは、法面整備工事において、移動式クレーンで矢板を引き抜く作業を行うに当たり、法令で定める移動式クレーンの運転資格を有しない労働者Bを同業務に就かせたもの。 なお、当該矢板の付近で労働者Bに合図を行っていた労働者Cが、移動式クレーンで引き抜いた矢板に接触し、重傷を負う労働災害が発生している。
3月22日	労働安全衛生法違反 同法第21条第2項 (事業者の講ずべき措置等) 同法第27条第1項 労働安全衛生規則第519条第2項 (作業床の設置等)	(1) 被疑会社X (2) 職長A	被疑会社Xの職長Aは、建設物解体工事において、労働者Bに、地上からの高さ約4.4メートルの同建設物の庇(幅約60センチメートル)上で、屋根部分の解体作業を行わせるに当たり、安全帯を使用させるとして、墜落による労働者の危険を防止するために必要な措置を講じなければならなかったのに、当該措置を講じなかったものである。 なお、庇において屋根部分の解体作業に従事していた労働者Bが、約4.4メートル下の建設物内部のコンクリート床面に墜落し、重傷を負う労働災害が発生している。

荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど
移動式クレーン構造規格が改正されました

移動式クレーンによる死亡災害は、年間約30件発生しています。

事故を防ぐとともに、移動式クレーンの構造に関する国際基準への整合を図るため、以下の点について、「移動式クレーン構造規格」（平成7年労働省告示第135号）が改正されたので、ご留意ください。

- ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等の、過負荷防止装置について
- ② 移動式クレーンの設計法について（限界状態設計法の追加）
- ③ 前方安定度の計算式について（計算式の変更）
- ④ その他（穴あけの方法の性能規定化、最新の日本工業規格への整合化 など）

① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられます。（第27条）

対象：つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さが一定である移動式クレーン

【改正前】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。

↓
【改正後】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、**定格荷重制限装置※1、定格荷重指示装置※2などの装置を備えることが義務づけられます。**

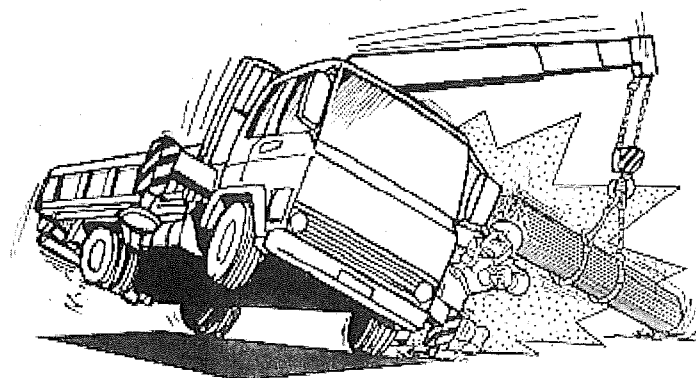
＜経過措置＞平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。

※1 定格荷重制限装置

定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置

※2 定格荷重指示装置

定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警音を発する機能を有する装置



②

移動式クレーンの設計法について、現行の「許容応力設計法」に加え、「限界状態設計法」による設計が可能となりました。（新規条文）

【改正前】移動式クレーンの設計法は、「許容応力設計法」※³のみ

【改正後】「許容応力設計法」※³、「限界状態設計法」※⁴のいずれかのうち、移動式クレーンの用途等に応じて適切なものを、設計者が選択可能。

- ※³ 許容応力設計法 : 構造部分に作用すると想定される荷重が、鋼材の降伏点などの材料の強度抵抗値を一律の安全係数で除した値以下になるよう設計する方法
- ※⁴ 限界状態設計法 : 構造部分に作用すると想定される荷重が、鋼材の降伏点などの材料の強度抵抗値を特性、荷重の種類、接合部の形状に応じて定まる抵抗係数で除した値以下となるよう設計する方法

③

前方安定度※⁵の計算式について、国際基準や国内基準との整合性を図るために計算式を変更しました。（第14条）

なお、改正後も、「クレーン等安全規則第55条」等に基づき、定格荷重の1.27倍に相当する荷をつって行う安定度試験に合格する等の必要があります。

【旧】 $\frac{M_p + M_a + M_o}{M_p + M_a} \geq 1.15$ ➡ 【新】 $M_t \geq 1.25M_a + 0.1M_p$

M_p : ジブの質量のうち先端部等価質量※⁶ M_a : 定格荷重とつり具の質量の和（定格総荷重）
 M_o : 安定余裕荷重（ $M_t - M_a$ ） M_t : 安定限界総荷重※⁷

<経過措置>

- 平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。
- 上記以外の移動式クレーンで平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン（旧規格に適合するものに限る。）と同一の設計により平成31年9月1日前に製造された移動式クレーンの前方安定度の値については、なお従前の例によります。

- ※⁵ 前方安定度
荷をつった側における移動式クレーンの安定度
- ※⁶ 先端部等価荷重
ジブを重心から先端側と根本側に二分したときの先端側の質量
- ※⁷ 安定限界総荷重
移動式クレーンが転倒に至る荷の質量

④
その他

移動式クレーン構造規格について、穴あけの方法についての性能規定化（第39条）、最新の日本工業規格への整合化（第1条、第4条、第25条）、国際規格に適合した機械の適用除外（第45条）について改正されたほか、以下の構造規格についても同様に改正されました。

- クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格（昭和47年労働省告示第81号）
- エレベーター構造規格（平成5年労働省告示第91号）
- ゴンドラ構造規格（平成6年労働省告示第26号）
- クレーン構造規格（平成7年労働省告示第134号）